

富岡市立さくら小学校建設工事基本・実施設計業務委託 特記仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名称 令和6・7年度 さくら小学校建設工事基本・実施設計業務委託

(2) 履行期間 契約締結日から令和7年7月31日まで

(3) 計画施設概要

① 施設名称 富岡市立さくら小学校

② 施設用途 小学校

(4) 業務目的

本設計業務は、子どもたちのより良い学習環境を整備することを目的として、さくら小学校建設工事を実施するための設計業務を行うものである。

(5) 業務内容

富岡市立さくら小学校建設工事基本方針（以下、「基本方針」という）に基づき、さくら小学校における校舎、屋内運動場等及び外構整備に係る基本・実施設計業務を行うものとする。

2. 設計と条件

(1) 敷地条件

① 敷地面積 15,737 m²

② 用途地域 第一種中高層住居専用地域

③ その他 富岡市景観計画区域内

(2) 施設条件

① 延べ面積：校舎部分 5,200 m²程度

屋内運動場 1,000 m²程度

② 児童数 約300人（令和9年度 想定）

(3) 建設費用条件

事業費 約38億円（税抜き）

ただし、調査・設計費、既存解体費、造成費を除く。

(4) 建設工期条件

建設工期 令和7年10月～令和9年3月（予定）

開 校 令和9年4月（予定）

(5) 必要諸室

以下を基本とし、基本設計において、広さ及び意匠を検討するものとする。

	名 称	室 数
①普通教室	普通教室	12
	特別支援教室	3
②特別教室 (必要に応じて 準備室を含む。)	理科室	1
	音楽室	1
	図工室	1
	家庭科室	1
	FunGLISH room	1
	図書室	1
	特別活動室	1
	教育相談室	1
③多目的スペース等	多目的スペース	—
	少人数ルーム	—
④管理諸室	校長室	1
	職員室	1
	保健室	1
	事務室	1
	会議室	1
	放送室	1
	職員更衣室	1
	教材室	3～6
	印刷室	1
	給食室	1
	校務員室	1
	⑤共用部	児童玄関
職員・来客玄関		1
給湯室		1
機械室		—
倉庫		—
階段・EV		—

⑥屋内運動場	アリーナ	1
	ステージ	1
	器具庫	1
	玄関	1
	放送室	1
	トイレ	1
	更衣室	1
⑦外構等	駐車場	—
	駐輪場	1
	体育器具庫	1
	備蓄倉庫	1
	スクールバス発着場	1

3. 設計における基本的な方針

基本方針の内容を十分に理解した上で、施設の用途や工事の目的等を把握するとともに、学校施設として求められる安全性、機能性、景観等を考慮し、長期的な視点において柔軟な発想による創意工夫と、民間ノウハウや新技術を駆使した質の高い設計を期待するものである。

4. 基本設計内容

(1) 業務

さくら小学校建設工事の基本設計

(2) 設計内容

① 設計条件の整理

(ア) 条件整理

耐震性能、設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。

(イ) 設計条件の変更等の場合の協議

監督員から提示される要求の内容が不明確又は不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合、整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員と協議する。

② 法令上の諸条件の調査、打合せ

(ア) 法令上の諸条件の調査

基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令規則及び条例上の制約条件を調査する。

- (イ)建築確認申請に係る関係機関との打合せ
基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と打合せを行う。
- ③ インフラの供給状況調査、打合せ
 - (ア)インフラの供給状況調査
基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査する。
 - (イ)関係機関との打合せ
上記の調査を行うにあたり、必要に応じて関係機関と打合せを行う。
- ④ 建設基本計画の策定
 - (ア)総合検討
基本方針及び設計条件に基づき、複数の設計プランの検証を通じて、基本計画をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
 - (イ)建設基本計画（案）の策定
総合検討の結果を踏まえ、建設基本計画（案）を策定する。
- ⑤ 基本設計図書の作成
建設基本計画に基づき、基本設計図書を作成する。なお、必要図書は「8. 成果品(1)基本設計」に示す図書とする。
- ⑥ 概算工事費の検討
基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建設工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
- ⑦ 検討部会、意見聴取等の運営支援
 - (ア)検討部会の運営支援
基本方針に基づいた設計内容となっているかどうかについて、平面、立面、外構、内装等の検討を行うことを目的に、その部会の会議資料の作成、意見集約、議事録の作成等を行う。
 - (イ)意見聴取に係る会議等
意見聴取に必要な会議等について、資料作成、意見集約、議事録の作成等を行う。
 - (ウ)その他必要となる打合せ
必要な打合せについて、資料作成、意見集約、議事録の作成等を行う。
- ⑧ その他監督員の指示する資料の作成
必要に応じて、監督員の指示する資料を作成する。

5. 実施設計内容

- (1) 業務
さくら小学校建設に係る建築工事、電気工事、機械工事、外構工事等の実施設計
- (2) 設計内容
 - ① 要求等の確認
 - (ア) 要求等の確認
実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主からの要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
 - (イ) 設計条件の変更等の場合の協議
基本設計段階以降の状況の変化によって、建築主からの要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又は、既に設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
 - ② 法令上の諸条件の確認及び関係機関との打合せ
 - (ア) 法令上の諸条件の確認
建築物の建築に関する法令規則及び条例の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
 - (イ) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打ち合わせを行う。
 - ③ 実施設計方針の策定
 - (ア) 総合検討
基本方針及び基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
 - (イ) 実施設計のための基本事項の確定
基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
 - (ウ) 実施設計方針の策定
総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定する。
 - ④ 実施設計図書の作成
 - (ア) 実施設計図書の作成
基本方針及び実施設計方針に基づき、技術的な検討、予算との整合の検討を行い、実施設計図書を作成する。必要図書は「8. 成果品(2)実施設計」に示す図書とする。

実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。

(イ) 建築確認申請図書の作成

所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。

⑤ 概算工事費の検討

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を算出し、工事費概算書を作成する。

⑥ 検討部会、意見聴取等の運営支援

(ア) 検討部会の運営支援

基本方針に基づいた設計内容となっているかどうかについて、平面、立面、外構、内装等の検討を行うことを目的に、その部会の会議資料の作成、意見集約、議事録の作成等を行う。

(イ) 意見聴取に係る会議等

意見聴取に必要な会議等について、資料作成、意見集約、議事録の作成等を行う。

(ウ) その他必要となる打合せ

必要な打合せについて、資料作成、意見集約、議事録の作成等を行う。

⑦ その他監督員の指示する資料の作成

必要に応じて、監督員の指示する資料を作成する。

6. 解体設計内容

(1) 業務

さくら小学校建設敷地内にある一ノ宮体育館解体工事の実実施設計

(2) 設計内容

① 実施設計図書の作成

実施設計図書を作成する。必要図書は「8. 成果品(3)解体設計」に示す図書とする。

② 解体工事費内訳書の作成

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく解体工事に要する費用を算出し、工事費内訳書を作成する。

7. 業務の仕様

(1) 適用基準

原則として次に掲げる図書に基づき設計を行うものとする。なお、最新版によること。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 公共建築工事積算基準及び同解説
- 建築設計基準及び同解説
- 建築構造設計基準及び同解説
- 建築構造設計指針
- 建築設備計画基準及び設計基準
- 建築設備数量積算基準・同解説
- 電気設備の技術基準
- 内線規定
- その他、監督員の指示する図書

(2) 業務の再委託

主たる業務分野である「総合分野」の業務は再委託することができないものとする。なお、「構造分野」「電気分野」「機械分野」及び監督員が認めた場合はこの限りでない。

(3) 管理技術者等

本業務を遂行するにあたり、管理技術者及び各業務分野の担当技術者をそれぞれ選任する。なお、管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者とする。

(4) 業務の実施

- ① 受託者は、契約に先立って、建築士法第24条の7に基づき、発注者に対し契約の内容及びその履行に関する事項の説明を、書面をもって行う。
- ② 受託者は、契約を締結したときは、発注者に対し、建築士法第24条の8に基づく書面を交付する。ただし、同法第22条の3の3により書面を相互に交付して契約を行った場合はこの限りでない。
- ③ 本業務の実施は、本特記仕様書に基づき実施する。
- ④ 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と打合せを行うものとする。
- ⑤ 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督員へ報告し、承諾を得なければならない。
- ⑥ 発注者は必要に応じ、受託者へ資料を貸与する。

- ⑦ 設計図書の様式、設計図の縮尺等は監督員の指示を受けなければならない。
- ⑧ 打合せ、会議、資料作成等に用いる消耗品費、交通費等に要する経費は、全て受託者が負担する。

(5) 業務計画書

- ① 受託者は、業務着手時に次の手続き書類を提出し、承諾を得なければならない。
 - (ア)課税（免税）事業者届出書
 - (イ)管理技術者選任通知書
 - (ウ)業務工程表
 - (エ)設計担当者名簿及び履歴書、協力技術者名簿並びに事務所経歴書
 - (オ)その他、監督員の指示する書類
- ② 受託者は、本業務完了時に、業務完了報告書を提出しなければならない。

(6) 業務上の配慮事項

- ① 受託者は、監督員の指示に従い、また関係法令に基づいて遂行するものとする。
- ② 業務内容に疑義のあるときは、速やかに監督員と協議の上、その指示に従い業務を履行する。
- ③ 施設の性質に適合した設計とし、新しい時代の学びを実現する教育環境の整備を考慮した上で、最適な構造とする。
- ④ 建築コストの低減を図り、完成後の維持管理費等のコスト削減に留意する。また、ライフサイクルコストの低減も検討する。
- ⑤ 日照や電波等、周辺環境への影響を考慮する。あらかじめ予想される事項については、発注者と協議すること。
- ⑥ 周辺交通の混雑のないよう歩車の動線について検討すること。

8. 成果品

(1) 基本設計

成果物等	部数	摘要
(ア)建築（総合）		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築（総合）基本設計図書 計画概要書 仕様概要書 仕上概要書 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 	各 1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 工事費概算書 	各 1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 工程計画概要書 	1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係法令チェックリスト 	各 1 部	
(イ)建築（構造）		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 	各 1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 工事費概算書 	1 部	
(ウ)電気設備		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 	各 1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 工事費概算書 	1 部	
(エ)機械設備		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 	各 1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 工事費概算書 	1 部	
(オ)その他資料		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種技術資料 	1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境性能評価書 	1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 維持保全計画書 	1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設計経過 	1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 透視図（外観、鳥瞰、内観等） 	各 1 部	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 成果品 C D データ 	1 部	

(2) 実施設計

成果物等	部数	摘要
(ア) 建築 (総合)		
➤ 建築 (総合) 設計図	各 1 部	
表紙		
図面目録		
建築物概要書		
特記仕様書		
仕上表		
面積表及び求積図		
敷地案内図		
配置図		
敷地現況図		
平面図 (各階)		
断面図		
立面図		
矩計図		
展開図		
天井伏図 (各階)		
平面詳細図		
部分詳細図 (断面含む)		
キープラン・建具表		
外構計画図・外構詳細図		
サイン計画図・詳細図		
家具等位置図・詳細図		
総合仮設計画図		
➤ 建築確認申請関係図書	各 1 部	
➤ 各種届出書	各 1 部	
(イ) 建築 (構造)		
➤ 建築 (構造) 設計図	各 1 部	
仕様書		
構造基準図		
杭伏図・地盤改良図		
伏図 (各階)		
軸組図		
部材断面表		
各部断面図		
標準詳細図		
各部詳細図		
➤ 構造計算書	各 1 部	

➤ 建築確認申請関係図書	各 1 部	
(ウ)電気設備		
➤ 電気設備設計図	各 1 部	
仕様書		
敷地案内図		
配置図		
電灯設備図		
動力設備図		
受変電設備図		
構内情報通信網設備図		
構内電話設備図		
構内インターホン設備図		
映像・音響設備図		
テレビ受信設備図		
火災報知設備図		
構内配電経路図		
構内通信線路図		
➤ 昇降機設備設計図	各 1 部	
配置図		
昇降機設備図		
搬送機設備図		
➤ 電気設備設計計算書	各 1 部	
➤ 昇降機設備設計計算書	各 1 部	
➤ 建築確認申請関係図書	各 1 部	
(エ)機械設備		
➤ 空気調和設備設計図	各 1 部	
仕様書		
敷地案内図		
配置図		
空気調和設備図		
換気設備図		
自動制御設備図		
➤ 給排水衛生設備設計図	各 1 部	
仕様書		
敷地案内図		
配置図		
衛生器具設備図		
給水設備図		
排水設備図		

給湯設備図		
消火設備図		
ガス設備図		
浄化槽設備図		
屋外設備図		
➤ 空気調和設備設計計算書	各 1 部	
➤ 給排水衛生設備設計計算書	各 1 部	
➤ 建築確認申請関係図書	各 1 部	

成果物等	部数	摘要
(オ) 建築積算		
➤ 工事費内訳書	各 1 部	
➤ 建築工事積算数量算出書	各 1 部	
➤ 建築工事積算数量調書	各 1 部	
➤ 見積書等関係資料	各 1 部	
➤ 各チェックリスト (建築工事編)		営繕工事積算チェック マニュアルによる
➤ 単価資料		
(カ) 電気設備積算		
➤ 工事費内訳書	各 1 部	
➤ 電気設備工事積算数量算出書	各 1 部	
➤ 電気設備工事積算数量調書	各 1 部	
➤ 見積書等関係資料	各 1 部	
➤ 各チェックリスト (電気設備工事編)		営繕工事積算チェック マニュアルによる
➤ 単価資料		
(キ) 機械設備積算		
➤ 工事費内訳書	各 1 部	
➤ 機械設備工事積算数量算出書	各 1 部	
➤ 機械設備工事積算数量調書	各 1 部	
➤ 見積書等関係資料	各 1 部	
➤ 各チェックリスト (機械設備工事編)		営繕工事積算チェック マニュアルによる
➤ 単価資料		
(ク) その他		
➤ 建築確認済証	各 1 部	

➤ 関係許可、同意書等	各 1 部	
➤ 透視図（外観、鳥瞰、内観等）	各 1 部	
➤ 建築模型		
➤ 建築物エネルギー消費性能確保計画	各 1 部	
➤ 設計説明書		
➤ 概略工事工程表	各 1 部	
➤ 消防同意用図書	各 1 部	
(ケ)資料		
➤ 各種技術資料	1 部	
➤ 設計V E 資料、報告書	1 部	
➤ 構造計算データ	1 部	
➤ 各記録書	1 部	
➤ 成果品C Dデータ	1 部	

(3) 解体設計

成果物等	部数	摘要
(ア) 建築（総合）		
➤ 建築（総合）解体設計図	各 1 部	
表紙		
図面目録		
建築物概要書		
解体特記仕様書		
仕上表		
面積表及び求積図		
敷地案内図		
配置図		
平面図		
立面図		

成果物等	部数	摘要
(イ) 建築積算		
➤ 工事費内訳書	各 1 部	
➤ 解体工事積算数量算出書	各 1 部	
➤ 解体工事積算数量調書	各 1 部	
➤ 見積書等関係資料	各 1 部	